

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

北九州市立門司海青小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるもので、人権にかかわる重要な問題である。

本校は、児童一人一人の人権を守り尊厳を保持する目的の下、国・市・地域住民・家庭その他の関係者が連携しながら、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第13条の規定に基づき、校長が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために学校いじめ防止基本方針を策定する。

（定義）

法第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（基本理念）

法第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

I いじめに対する基本姿勢

本校においては、法の定義に則り、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、児童の実態に応じた取組を図る。また、市や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

(I) 自校の課題

- ・ 互いのよさを認め合ったり、自分自身の課題を受け止めたりすることを通して、仲間意識をもち、よりよい人間関係を築こうとする態度を育成すること。
- ・ 自己決定する力を高め、進んで学習に取り組んだり、生活をよりよくしようと行動したりすることができるようにすること。

（学校及び学校の教職員の責務）

法第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所等その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(2) 学校としての役割

① いじめに対する正しい認識について共通理解を図り、全教職員で組織的にいじめの早期発見・早期対応に努める。

- ・ どんな理由があろうとも、いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめをはやしたてたり傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという強い認識をもつ。
- ・ 児童に対して、いじめられている人を助けることは、いじている人を助けることにもなるという認識をもたせる。
- ・ いじめは成長過程にある児童が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するものであることから、積極的に認知するようにし、早期発見・早期対応に努める。
- ・ 教職員一人一人がいじめの問題の重要性を正しく認識し、児童の小さな変化やサインをキャッチできるように、定期的なアンケートの実施及び面談を行う。
- ・ 日頃から教職員間及び保護者との連絡を密にし、情報交換や共通理解を図る。
- ・ 教職員用資料「これからの生徒指導の推進に当たって～生徒指導実践資料第4集～」等を中心に、校内研修会を実施し、教職員のいじめに対する感度を高めたり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を講師として事例研修やカウンセリング研修を行い教職員のカウンセリング能力の向上に努めたりすることで、いじめに対する正しい認識を共通理解し、組織的な体制を整える。
- ・ 特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童（生徒）の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童（生徒）に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・ 発達障害を含む、障害のある児童が関わるいじめに対しては、障害の特性への理解を深めるとともに、専門家の意見を踏まえ適切な指導及び支援を行う。

② 教育相談活動の充実を図り、全教育活動を通じた生徒指導の展開を図る。

- ・ いじめはどの学校でもどの子にも起こりうるという危機意識を持つこと。
- ・ 毎月、「いじめの実態把握に特化したアンケート」等を実施するとともに教育相談活動を充実し、いじめが起きたときの対処療法的な対応にとどまるだけでなく、全教育活動を通じた発達支持的生徒指導を展開する。
- ・ 「これからの生徒指導の推進に当たって～生徒指導実践資料第4集～」のP77「いじめの問題への取組についてのチェックポイント（例）」を参考にし、これまでの教育活動を振り返り、評価・改善していく。
- ・ いじめの早期対応にあたっては、教職員がいじめの発見や通報を受けたこと等を抱え込まず、校内いじめ問題対策委員会等で、全教職員で一致協力して継続的に取り組む。

③ 家庭・地域・関係機関との連携に努める。

- ・ 入学時をはじめ、年度の開始時等において、「学校いじめ防止基本方針」や「校内いじめ問題対策委員会」について説明し、児童・保護者・地域に周知する。（入学式・始業式・懇談会等）
- ・ いじめの未然防止や早期発見のために、また、いじめられている子を最後まで守り抜くために、学校だけでなく、家庭・地域・関係諸機関と連携する。
- ・ 日頃より家庭訪問等を行い、保護者とコミュニケーションをとり、信頼関係を築く。
- ・ 必要に応じ、児童相談所・警察等の地域の関係機関・相談機関との連携協力を図る。暴力行為や傷害、恐喝、強要、窃盗等、刑罰法規に抵触するものについては、警察と連携・協力し対応する。

④ 「いじめ防止強化月間」での効果的な取組の強化を図る。

- ・ 9月の全市一斉「いじめ防止強化月間」において、中学校区での話し合い等により決めた児童の自主的・自発的な取組を中心に全校でいじめ防止に向けた取組を行う。
- ・ 9月の全市で実施する「いじめに関するアンケート（全市一斉アンケート）」を効果的に活用する。アンケート実施後は、全児童に面談をすることにより、早期発見に努めるとともに、誰もが相談しやすい体制整備に努める。

- ・ 9月の全市一斉アンケートの際に、保護者にいじめの取組や児童の状況を確認するアンケートを実施する等して、積極的にいじめに係る情報を収集する。

- ⑤ いじめ重大事態の調査に関するガイドラインチェックリストを活用し、平時からの備えを徹底する。
- ・ 令和6年8月に文部科学省が作成したいじめ重大事態の調査に関するガイドラインチェックリストを活用し、学校におけるいじめ重大事態の平時からの備えを教職員全体で意識し、重大事態の未然防止に努める。

(3) 教職員としての役割

- ① 「心の健康観察」の実施や日常的な関わりを通して児童理解に努める。

「心の健康観察」を毎日実施し、管理職や養護教諭等と児童の状況について情報や指導方針等を共有し、組織的に対応する。連絡ノート等を通した心の交流をしたり、休み時間や清掃時間も児童と一緒に活動したりして、すべての児童に1日1回は声をかけるよう心がける。教職員と児童との信頼関係に基づいた授業を実践し、児童の「自信」と「やる気」を引き出す。

- ② 教育活動全体を通じて行ういじめの未然防止教育を通して、いじめを許さない風土の醸成を図り、安心して過ごせる学校、学級づくりに努める。

教職員と児童及び児童相互の温かい人間関係を基に、学校や学級を児童にとって落ち着いて生活できる場にする「居場所づくり」、すべての児童が活躍し、自己存在感を感じるとともに互いが認め合えるようにする「絆づくり」を通して、すべての児童にとって「居心地のよい、支持的風土のある学校・学級づくり」に努める。児童の不得意なところや身体的な特徴がいじめのきっかけにならないように、児童同士が一人一人の違いを個性として認め合う学級経営に努める。道徳や学級活動の時間等で、いじめの問題、命の大切さ、規範意識に関わる題材を取り上げる等、日ごろから人権感覚を育む環境づくりに努め、いじめを許さない学級風土をつくる。

- ③ 不安や悩みを受容する姿勢を示す等、児童の内面を支援する。

いじめは、教職員の目の届きにくいところで起こりやすい。教職員自身がいじめを見抜く感性を磨き、早期発見に努める。児童の話を最後まで傾聴し、不安や悩み等を受け止め、問題解決に向けて粘り強く対応する。

- ④ いじめに対して迅速かつ継続的に対応し、いじめを受けた児童を最後まで守る。

毎月実施するアンケートを基に教育相談を実施する。アンケートや教育相談の結果を管理職や生徒指導主任等と共有し、些細なことも見逃さず、組織的・継続的に指導・支援に当たる。いじめを受けた児童の苦しみを受容し、「いじめられている子どもを守り通す」ことを言動で示し、毅然とした姿勢で対応する。いじめを受けた児童や保護者が解消したと認識できるまで、複数の教職員でいじめを受けた児童を見守ることができるよう校内支援体制を整える。

- ⑤ 教職員間で組織的な連携を図り、組織としていじめ問題に対応する。

アンテナを高くして、児童の少しの変化も見逃さないように、日頃の児童一人一人の様子を観察するとともに、学級の様子にも注意を傾ける。担任は、開かれた学級経営に努め、問題を抱え込むことなく、責任をもって他の教職員に協力を求め、管理職に報告する。

(4) 保護者としての役割

(保護者の責務)

法第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- ① 学校は、家庭と連携しながら、思いやりや規範意識を育む指導の充実に努める。
 - ・ 家庭訪問等を通して教職員と保護者の好ましい人間関係づくりに努め、いじめに関して相談しやすい雰囲気をつくる。
 - ・ 保護者用のいじめ防止リーフレット等を活用し、家庭と連携して児童を見守る。
- ② 学校は、気になる様子等について、保護者と情報共有を図り、早期対応に努める。
 - ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は、家庭訪問等で速やかに保護者に伝える（即日対応）。
- ③ 学校は、保護者に対して学校の取組等を適切に伝え、理解と協力を得ながら取組を進める。
 - ・ 学校が把握した内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
 - ・ 保護者と連携して、対応を適切に行うことができるよう協力を求め、継続的な助言を行う。

2 いじめの未然防止のための取組

- ① 校内研修や教育委員会研修等の機会を通じて、教職員間でいじめについての共通理解を図る。
 - ・ いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、いじめの定義を校内で共有し、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全教職員で取り組む。
 - ・ 安全で安心な学校、支持的風土のある学級づくりに関する校内研修を計画的に実施し、積極的な生徒指導に組織的に取り組む。
 - ・ 「これからの生徒指導の推進に当たって～生徒指導実践資料第4集～」等を活用し、適切な実態把握・対応方法等について共通理解を図る。
- ② 道徳教育や人権教育の充実に努め、いじめに向かわない態度・能力を身に付けさせる。
 - ・ 道徳教育や人権教育を充実させるとともに、読書活動・体験活動を推進し、児童の社会性を育む。
 - ・ 社会体験・生活体験等を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
 - ・ 自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重することにより、ストレスをコントロールする能力を養う。
 - ・ 「北九州子どもつながりプログラム（追加版）」等を活用し、児童が円滑に他者とコミュニケーションをとることができる能力を育む。
- ③ 分かりやすい授業づくりや温かい集団づくりを通して、児童が安心して過ごせる環境を整える。
 - ・ 授業についていけない焦りや劣等感等が過度のストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを心がける。
 - ・ 学級や学年等の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる集団づくりに取り組む。
 - ・ 高ストレス時に、ストレス状態であることに気付き、運動・スポーツや読書等で発散したり、誰かに相談したりする等、ストレスに適切に対処できる力を育む。
 - ・ 教職員の不適切な言動により、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払い指導を行う。
 - ・ 教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対にならない。
 - ・ 障害（発達障害を含む）について、適切に理解したうえで、指導に当たる。
- ④ 教育活動全体を通じて児童自らが活躍できる場を設定する等、児童の自己有用感や自己肯

定感の育成に努める。

- ・ 教育活動全体を通じ、児童自らが活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会をすべての児童に提供できるように努める。
- ・ 校外での体験活動を通して、家庭や地域の大人から認められているという思いを得られるように工夫する。
- ・ 困難な状況を自ら乗り越えられるような体験の機会を設け、自己肯定感を高める。
- ・ 自己有用感や自己肯定感は、発達段階に応じて身につくことを踏まえ、小中一貫・連携教育や小の連携を充実させ、幅広く、多様な目で児童を見守る。

⑤ 「中学校区ミーティング」等の機会を捉え、児童がいじめについて主体的に考える機会を設定する。

- ・ 児童会や生徒会を中心に、児童自身がいじめの防止を訴える取組を行う。
(いじめ防止のための啓発ポスター作成・相談箱の設置等)
- ・ 教職員が、すべての児童が活動の意義を理解し、主体的に参加できる体制になっているかをチェックしながら、適宜アドバイスしていく。

3 いじめの早期発見のための措置

① 年3回以上「いじめに関するアンケート」(1回は全市一斉アンケート)を実施する。

- ・ 毎月の生活アンケート、年3回以上の「いじめの実態把握に特化したアンケート」調査により、いじめの実態を把握する。
- ・ 9月に行われる全市一斉の「いじめに関するアンケート(全市一斉アンケート)」を活用し、学校全体でいじめの実態を把握する。アンケート実施後は、全児童に面談をすることにより、早期発見に努めるとともに誰もが相談しやすい体制整備に努める。

② 定期的に教育相談を実施する等、教育相談体制の構築を図る。

- ・ 毎月実施するアンケートを基に教育相談を実施する。アンケートや教育相談の結果を管理職や生徒指導主任等と共有し、些細なことも見逃さず、組織的・継続的に指導・支援に当たる。

③ 「心の健康観察」を実施し、児童の心の不調の把握に努める。

- ・ 児童の言動だけではわからない「小さなSOS」を把握し、支援が必要な児童の早期発見に努める。
- ・ 担任と管理職や生徒指導主任、養護教諭等と「心の健康観察」の状況を共有し、早期対応・組織的対応を図る。

④ 「北九州市SNS悩み相談」や「24時間子ども相談ホットライン」等の相談窓口を周知する等、相談体制の構築を図る。

4 いじめに対する措置

① いじめを発見もしくはいじめの通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、組織で対応する。

- ・ 些細な兆候を見逃さず、「いじめではないか」との疑いを持ち、隠したり軽視したりすることなく、複数の教職員で関わり、積極的に認知する。
- ・ 発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず速やかに校内いじめ問題対策委員会で情報共有する。

② いじめを受けた児童の気持ちに寄り添い、安全と安心を最優先に確保し、いじめを受けた児童又はその保護者への支援を行う。

- ・ いじめを受けた児童から、事実関係の聴き取りを行う。
- ・ いじめを受けた児童や保護者に「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」を伝える。
- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は、家庭訪問等で速やかに保護者に伝える(即日対応)。
- ・ いじめを受けた児童にとって信頼できる人(友人や教職員、家族等)と連携し、支える。

- ③ いじめを行った児童の保護者にも協力を求め、当該保護者と連携しながら、児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・ いじめを行った児童から事実関係の聴き取りを行う。
 - ・ いじめが確認された場合、組織的に対応し、謝罪や二度としないことの約束等を行う。
 - ・ 聴き取りした内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
 - ・ 保護者と連携して、対応を適切に行うことができるよう協力を求め、継続的な助言を行う。
 - ・ 児童にいじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
 - ・ いじめを行った児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、継続的に指導する。
 - ・ 必要があると認めるときは、いじめを行った児童を、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる。
- ④ 認知したいじめについては、適切な対応を行った後、いじめに係る行為が止んでいる状態が一定期間継続していること及び被害児童が心身の苦痛を感じていないことを含め、継続的に確認する。
- ・ 認知したいじめは解消に向けて、3か月以上継続して組織的に見守る。
 - ・ いじめに係る行為が止んでいること（被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。）を定期的に確認する。
 - ・ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する）を定期的に確認する。
- ⑤ 情報モラル教育を推進するとともに、インターネットを介したいじめの早期発見及び適切な対応を図る。
- ・ 情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求める。
 - ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
 - ・ 児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付等、関係機関の取組を周知する。

(いじめに対する措置) いじめ防止対策推進法23条フロー

児童がいじめを受けていると思われるとき

いじめの事実の有無を確認

検討結果を教育委員会に報告

いじめを受けた児童・いじめを行った児童双方から丁寧に話を聞き、「いじめの定義」にあてはまるかを確認する。

いじめがあったことが確認された場合

- いじめをやめさせる。
 - 再発防止をするため、複数の教職員によって、SC、SSW等の専門的な知識を有する者の協力を得つつ、
 - ① いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援
 - ② いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言①②を継続的に行う。
- ※ 必要があると認めるときは、いじめを行った児童をいじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる。

上記①②を行うにあたっては、保護者間で争いが起きることのないよう、いじめ事案に係る情報を保護者と共有する。

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものは所轄の警察署と連携して対処する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 いじめの早期発見・早期対応のための年間計画

児童に関すること		教職員に関すること	
期日	活動内容	期日	活動内容
【前期】			
4月	始業式・入学式 学校いじめ防止基本方針について説明 生活アンケート 教育相談（必要に応じて） 生活アンケート	4月	職員会議（児童理解）
5月	教育相談（必要に応じて） 生活アンケート	5月	校内いじめ防止検討委員会
6月	教育相談（必要に応じて） 道徳（いじめ問題に関する取組）	6月	校内いじめ防止検討委員会
7月	生活アンケート 教育相談（必要に応じて） 保護者懇談会①	7月	校内いじめ防止検討委員会 職員会議・いじめ問題等に関する研修 （前期前半の取組みの点検、評価、9月いじめ防止強化月間取組の確認等）
8月	ネットいじめ防止フォーラム 生活アンケート 教育相談（必要に応じて）	8月	校内いじめ防止検討委員会
9月	いじめ防止強化月間 全市一斉アンケート・面談 学級活動（いじめ問題に関する取組）	9月	校内いじめ防止検討委員会
【後期】			
10月	生活アンケート 教育相談（必要に応じて）	10月	校内いじめ防止検討委員会
11月	生活アンケート 教育相談（必要に応じて）	11月	校内いじめ防止検討委員会 職員会議（人権週間の取組等）
12月	校内人権週間 生活アンケート 教育相談（必要に応じて） 保護者懇談会②	12月	校内いじめ防止検討委員会
1月	生活アンケート 教育相談（必要に応じて）	1月	校内いじめ防止検討委員会
2月	生活アンケート 教育相談（必要に応じて）	2月	校内いじめ防止検討委員会
		3月	職員会議（1年間の取組の点検・評価、次年度以降の方針等）

※ いじめに関するアンケート（生活アンケート）と教育相談を毎月実施し、管理職や生徒指導主任等と情報を共有する。毎月のいじめ防止検討委員会において、状況や指導方針等について全職員で共通理解を図る。

6 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 校内いじめ問題対策委員会

(学校におけるいじめ防止対策のための組織)

法第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

① 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針の内容確認
 - ・ 基本方針に基づく年間計画の作成・実行、校内研修の企画・実施
 - ・ いじめの相談・通報の窓口、情報の収集・整理・記録
 - ・ いじめの疑いに関する情報があった場合、緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係児童へのアンケート調査や聴き取りの実施、指導・援助の体制の構築、方針の決定、保護者との連携
 - ・ いじめの認知
 - ・ 基本方針の点検、チェックリストの点検、いじめ対策の取組の効果をPDCAサイクルで検証
 - ・ いじめ重大事態の調査が学校主体の場合の調査組織の母体
- ※ SC・SSW等、常に会議に参加できない委員には、会議録等を活用し、情報共有を行う

② 校内いじめ問題対策委員会

- 校長 ○ 教頭 ○ 教務主任 ○ 生徒指導主任 ○ 養護教諭 ○ 各学年主任
- スクールカウンセラー ○ スクールソーシャルワーカー ○ スクールサポーター

※ 校内いじめ問題対策委員会は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、定期的を開催する。ただし、緊急の対応が必要な場合は、校長の判断により、臨時に開催することができる。欠席した委員に対しては、会議の議事録を共有するものとする。また、外部関係者が欠席した場合は、必要に応じて専門的観点からの意見を後日聴取するものとする。また、会議録には、開催期日、出席者、課題及び審議内容を記載するものとする。

③ 校内いじめ問題対策委員会活動計画

※ 定例会は少なくとも月に1回以上行う

(2) 関係機関・相談機関との連携

① 連携の必要性

次のような状況がある場合、指導の効果を見極め、適切な時期に適切な関係機関と連携を図る。

- ・ 心理的なケアが必要であると判断した場合
- ・ 児童の生命や心身に重大な危険を生じられるおそれがある場合
- ・ 被害児童の安全が脅かされるおそれがある場合
- ・ 児童や保護者が、教職員には相談しにくい状況にあると判断した場合
- ・ 問題行動を繰り返す児童の処遇や、家庭環境に配慮を要する児童の対応に関する場合
- ・ 学校間・異年齢にまたがる集団による場合 等

② 連携のための配慮事項

- ・ 関係機関・相談機関との連携は、校長が判断し、学校の指導体制の一環として行う。
- ・ 学校が関係機関から連絡を受けた場合は、校長が教育委員会に報告する。
- ・ 安易に関係機関や相談機関に依頼したり、連携後に任せっきりになったりしないようにする。
- ・ 保護者に関係機関・相談機関を勧めるときは、その不安な気持ちを十分に受け止め、保護者が学校や教職員に不信感を生まないように配慮する。

7 重大事態とは

(重大事態の定義)

法第二十八条

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめ重大事態への対応

- ① いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）に準じた対応を行う。